

浜田市幼児教育センター幼児教育施設訪問支援実施要領

令和7年4月1日改定

1 趣旨

保育所、認定こども園及び幼稚園（以下「幼児教育施設」という。）の保育・教育の質の向上を図るため、浜田市幼児教育センター（以下「センター」という。）が実施する幼児教育施設への訪問支援に関する内容及び手続きその他必要な事項について定めるものです。

2 訪問支援事項

- (1) 幼児教育施設への幼児教育アドバイザー派遣による園内研修型訪問支援
- (2) 幼児教育施設への幼児教育アドバイザー及び幼児教育施設の要請に基づいた専門性を有する指導主事、保健師等との連携訪問支援

3 具体的な訪問支援内容

(1) 子ども理解・環境の構成に係る訪問支援

時 期	4月～3月
内 容	○日々の保育を振り返り、子ども理解と環境の構成に関する支援を行います。
留意事項	○研修の実施方法（協議、講義、演習等）については、幼児教育施設の相談に応じます。 ○可能であれば保育指導案の準備をお願いします。作成された場合、幼児教育施設内で検討したものを実施日 <u>1週間前</u> までに、センターに提出してください。（保育指導案作成については、相談に応じます）

(2) 幼小連携・接続に係る訪問支援

時 期	4月～3月
内 容	○幼小連携・接続に係る支援を行います。 ○接続期のカリキュラム作成に関する支援を行います。
留意事項	○研修の実施方法（協議、講義、演習等）については、幼児教育施設の相談に応じます。 ○交流活動に係る訪問の場合は、可能であれば保育指導案の準備をお願いします。作成された場合、幼児教育施設内で検討したものを実施日 <u>1週間前</u> までに、センターに提出してください。（保育指導案作成については相談に応じます）

(3) 特別支援教育に係る訪問支援

時 期	4月～3月
内 容	○配慮の必要な子どもへの関わり方やクラス運営などに関する支援を行います。
留意事項	○研修の実施方法（協議、講義、演習等）については、幼児教育施設の相談に応じます。 ○専門性を有する指導主事、保健師等との連携支援を行う場合があります。

(4) 保護者支援に係る訪問支援

時 期	4月～3月
内 容	○保護者に対する子育て支援に関する助言を行います。
留意事項	○研修の実施方法（協議、講義、演習等）については、幼児教育施設の相談に応じます。

(5) 研究発表等に係る訪問支援

時 期	4月～3月 ＊年度をまたいでの訪問支援も可能です。
内 容	○研究発表等に向けて支援を行います。
留意事項	○研修の実施方法（協議、講義、演習等）については、相談に応じます。 ○可能であれば保育指導案の準備をお願いします。作成された場合、幼児教育施設内で検討したものを実施日 <u>1週間前</u> までに、センターに提出してください。（保育指導案作成については事前相談に応じます）

(6) その他(相談等)

時 期	4月～3月
内 容	○幼児教育施設のニーズに合わせた支援等を実施します。 ○内容については施設と相談の上決定します。
留意事項	○どんなことでも気軽にご相談ください。 ○専門性を有する指導主事、保健師等との連携支援を行う場合があります。

4 手続き

(1) 年度当初の手続きについて

○浜田市子ども・子育て支援課（教育委員会教育総務課幼児教育担当）から「訪問支援希望調査票」の提出を依頼しますので、センターに提出してください。

(2) 年度途中における訪問申請について

○年度途中で訪問支援の必要が生じた場合には、事前にセンターに連絡し、期日や内容等について相談してください。

(3) 訪問決定の手順について

- 訪問者については、センターが決定します（専門性を有する指導主事、保健師等との連携支援も含む）。
- センターから各幼児教育施設へ日程調整の連絡をした上で、期日を決定し、通知します。
- できるだけ幼児教育施設の希望に添うように調整を図りますが、日程等の都合により希望に添えない場合があります。

5 留意事項

- 簡単な日程（開始時刻・終了時刻等）については、幼児教育施設からセンターに訪問日の2週間前までに連絡してください。詳細な日程や保育指導案等、訪問支援に関する提出資料については、実施日の1週間前までに送付してください。
- 保育指導案作成等について、事前に相談に応じます。必要な場合は、早めにセンターへ連絡してください。
- 訪問終了後にアンケート用紙をお渡ししますので、記入をお願いします。
- 訪問支援に係る旅費・謝金は不要です。